

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた防疫対策の再徹底について

高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の防疫対策については、「高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の徹底について」（令和 7 年 9 月 8 日付け 7 消安第 3460 号農林水産省消費・安全局長通知）等を踏まえ、飼養衛生管理の徹底を指導、本病の発生予防及びまん延防止に万全を期すようお願いしているところです。

今シーズンは 11 月前半時点で既に 4 例発生していますが、これは過去最多発生となった令和 4 年シーズンや昨シーズンと同じ状況です。また、新潟県のように野鳥で本病の感染が確認されていない地域でも、家きん飼養農場で発生が確認されていることから、今後全国どこで発生してもおかしくない状況です。

こうした状況を踏まえ、本日、農林水産大臣から、全国各地の生産者、関係者及び消費者に向けて、発生予防及びまん延防止対策の徹底を呼び掛けるメッセージ（<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>）を発出したところです。渡り鳥の全国への飛来が本格化し、全国的にさらに本病の発生リスクが高まる状況にあつては、最大限の警戒が必要です。各都道府県においては、下記について、管内の家きん飼養者をはじめとする関係者に改めて警戒を促すとともに、本病の発生予防及びまん延防止対策に万全を期していただくよう、お願いいたします。

記

1 早期通報の徹底

本病が家きん飼養農場に侵入すると、農場内で急速にウイルスが増殖し、地域における連続発生を招くおそれがある。これを防ぐには、家きん飼養農場からの早期通報が何においても重要であり、各農場において、飼養家きんに対する毎日の健康観察を徹底することに加えて、本病を疑う所見を確認した際に、躊躇することなく直ちに家畜保健衛生所に通報することが重要である。全国どこで発生してもおかしくないという危機感の下、このことについ

て、管内全ての家きん飼養農場に対して周知するなど、改めて指導を徹底すること。

2 再発・密集地域における再点検

今シーズン発生した4事例のうち、3事例が過去発生した農場での再発事例であった。過去に発生があった農場及びその周辺農場については、本病が発生しやすい環境要因が存在すること等により、他の地域と比較して発生リスクが高いと考えられるとともに、家きん飼養農場が密集する地域においては、本病が続発するリスクが高い。

こうした地域に所在する農場に対して、別紙1を参考に改めて発生リスクが高いことについて注意喚起を行うとともに、野鳥の誘引を防止する対策を含め、飼養衛生管理基準の遵守状況を再点検するよう指導すること。

なお、令和8年1月1日付で、飼養衛生管理基準において大臣指定地域が指定される予定であるが、こうした地域に所在する農場に対して、農場内外における野鳥対策や、地域内での発生に備えた消毒薬の備蓄、鶏舎開口部へのフィルター等の設置準備等、新たな対策を指定前からできる限り講じるよう促すこと。

3 防疫措置における民間事業者の活用の推進

本病発生時の防疫体制については、本年5月に、都道府県自ら対応可能な防疫体制を構築するよう見直しをお願いしたところである。

今シーズンの発生事例に係る防疫措置においては、その全てが20万羽以上飼養する大規模農場での発生であったが、いずれの発生道県においても、全ての発生事例で民間事業者を積極的に活用し、自ら対応可能な防疫体制を構築した上で、迅速に防疫措置を講じている。民間事業者については、発生鶏舎の防疫措置など、緊急性が高いものに限らず、防疫措置が終了するまで活用可能であること、昨年度以前の動員経験に基づく豊富な知見があること、全国的に幅広く防疫従事者を動員できること等から、その活用が迅速な防疫措置の実施に極めて有効である。

こうした対応事例も踏まえ、引き続き、各都道府県において、発生事例の飼養規模に関わらず、自ら対応可能な防疫体制の構築を徹底すること。

また、別紙2のとおり、自衛隊の災害派遣は、あくまでも事態やむを得ない場合の緊急的、一時的支援であり、都道府県知事による災害派遣要請は行政機能の維持が困難となるなど、緊急事態に限るべきものである。こうした派遣要請の考え方について、改めて庁内全体の共通認識とすること。

なお、災害派遣要請を検討せざるを得ない場合には、「緊急性」、「非代替性」及び「公共性」に適合するか厳格に判断する必要があるが、民間事業者の活用により必要な人員が確保できる状況にあっては、「非代替性」を判断する段階にはないことを改めて申し添える。

以上